

# さらなる飛躍をめざして法人化を提案

## 全国では4協会が法人化 活動内容やスタイルは変わらず

社会的な信用・認知度を高める一助に

協会では、この間、第47回・48回定期総会において活動方針に「法人化に向けた検討を進める」ことを掲げ、税理士や司法書士などの専門家からの支援を仰ぎながら、協会の将来像を描くとともに、法人化した場合の組織について検討を重ねてきました。その結果、会員の先生方に定款などの提案の準備ができましたので、臨時総会を行うこととなりました。以下に本田会長からのメッセージをご紹介します。

## 臨時総会を3月24日に開催

ご意見をお寄せください！

会長 本田 孝也

協会では任意団体としての長崎県保険医協会を一般社団法人長崎県保険医協会として法人化するための検討を行ってきました。現在、全国の保険医協会、保険医会の中で、北海道保険医会、茨城県保険医協会、千葉県保険医協会、熊本県保険医協会の4団体が一般社団法人として活動しています。

協会は、はじめに、2023年3月に熊本協会、2024年11月に茨城協会を講師に法人化に関する学習会を行いました。茨城協会では2009年から法人化の検討を始め、2015年に一般社団法人に移行しました。熊本協会は2015年から検討を始め、2017年から一般社団法人に移行しました。両協会とも当初は「法人化のメリットが感じられない」「国や行政から活動がチェックされ、制限されるのではないか」「新たな費用負担が生じるのではないか」等の懸念が寄せられましたが、法人化によって活動が制限されたり、費用負担が増えることはなく、他にも法人化によるデメリットは生じなかったとのことでした。一方、法人化のメリットとして「社会的な信用、認知度の向上」「組織のガバナンスの強化」をあげています。

長崎協会では両協会の意見を参考に、嶋賢治顧問税理士を交えて慎重に法人化することのメリット、デメリットを検討してきました。医療情勢が年々厳しさを増す中で、協会会員、役員の高齢化が進んでいます。今後時代の要請にこたえ、いかに協会活動を活性化するかは喫緊の課題といえます。そのために従来からの任意団体から法人団体へ移行することにより、さらなる飛躍を図りたいとの結論に至りました。法人化しても協会会費は同額であり、共済活動を含め、協会が会員に提供するサービスは従来通りに行います。

法人化のスケジュールとして、3月24日に長崎県保険医協会臨時総会を開催します。臨時総会で承認されれば、4月1日に定款案を法務局へ届出。受理されれば4月1日に一般社団法人長崎県保険医協会が設立します。4月から7月までは任意団体と一般社団法人が併存。7月18日の第49回長崎県保険医協会総会をもって任意団体は解散し、一般社団法人に移行します。詳細は3月24日の臨時総会でご説明します。どうぞふるってご参加ください。



## 長崎県保険医協会 2025 年度臨時総会

- と き 3月24日(火) 19:30～20:30
- ところ WEBまたは長崎県保険医協会会議室(長崎市恵美須町2-3)
- 議 題 一般社団法人への移行及びそのために必要な定款などの提案
- 参 加 事前に協会事務局までお申し込みください
- その他 WEB参加の場合は、後日接続URLをお知らせいたします